

介護・福祉ネットみやぎ速報

発行者 NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
責任者 渡辺 淳子

☎ 022-276-5202

022-276-5205 

●2020年3月2日(月)NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ(以下、介護・福祉ネットみやぎ)は、『2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める要望書』(別添)を内閣総理大臣、衆参両議長、厚生労働大臣、財務大臣に提出しました。

次期介護保険法の改定に向け、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会では2019年12月に中間案が示され、2020年の通常国会にて介護保険制度の見直しの検討が進められています。見直しの大きな焦点として、利用者・家族から強い不安が寄せられていた「ケアプランの有料化」「要介護1、2の生活援助などの地域支援事業への移行」などについては実施が見送られました。しかし、補足給付(低所得者を対象とした施設等の居住費・食費・光熱費の負担を補填)を細分化し、比較的所得の高い層へより多くの自己負担を求めるなどの見直しが盛り込まれています。

一方、介護現場は介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えています。介護従事者の過酷な労働と慢性的な人手不足は社会問題となっており、職員を確保できない事業所の倒産・廃業も増加しています。介護従事者の抜本的な処遇改善が急がれます。

介護・福祉ネットみやぎでは、2021年度の介護保険制度改定にあたって、介護現場の現状を踏まえ、介護事業所の安定的な事業運営、処遇改善、利用者負担の抑制を求めて、2020年3月2日(月)、内閣総理大臣、衆参両議長、厚生労働大臣、財務大臣宛に「2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める要望書」を提出しました。(後掲)

2020年3月2日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

2021年度介護保険法改定に向け
介護保険制度の抜本改善を求める要望書

特定非営利活動法人

介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

理事長 内館 昭子

〔要望趣旨〕

現在、政府内では 2020 年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。厚生労働省社会保障審議会介護保険部会では、昨年 12 月に中間報告がまとめられ、補足給付の見直し、高額介護サービスの見直しと、負担増が具体化されました。また、ケアプランの有料化や要介護 1, 2 の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、今回の中間案では実施を見送るものの引き続き検討事項とされています。

補足給付の支給対象見直しは、現在の入居者を施設から追い出すことになりかねない大問題です。これまで引き上げられてきた利用料負担ですでに支払い困難な事例も発生しており、これ以上の個人負担は限界です。

一方で、引き続き検討される項目も重大です。ケアプランを有料化すれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。また、生活援助の削減は、在宅での生活を困難にし、市町村事業となれば、財政力の乏しい自治体での事業継続が困難になってしまいます。介護保険法創設の趣旨である「介護の社会化」そして政府政策にある「介護離職 0」の実現からは、遠ざかることが懸念されます。

介護の現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続き、必要な人員が確保できずに閉鎖や休止をせざるを得ない事業者も増えています。介護従事者の処遇の改善が急がれます。

介護保険料は創設時（全国平均月額 2,911 円）からほぼ倍となり、2025 年には 3 倍となる見通しで、高齢者の生活を圧迫しています。介護保険財政の国費負担増による介護保険料の抑制が不可欠です。

入院中から退院後の暮らしを想定したケアのアプローチは、要介護者を増やさないようにするために重要になります。医療と介護がそれぞれの役割について理解を深め、入院中の段階から連携していく取り組みが求められます。医療ニーズがあっても在宅生活を継続できるよう、地域における医療と介護の連携を進め、退院からその後の生活を継続して支援していく医療と介護の体制整備と拡充が必要です。

老いや、それに伴う病気や障害があっても人間らしく生活が維持できるようにするのは社会全体の役割です。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法 25 条の精神です。2021 年の介護保険法の改定にあたって、高齢者の生活を守り・支える制度の実現となるよう以下の 5 点を強く要望します。

〔要望項目〕

1. ケアプランの有料化、要介護 1, 2 の生活援助削減など、サービスの抑制や負担増に繋がる制度見直しは中止すること。
2. 介護支援専門員をはじめ、すべての介護事業所に従事する者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。
3. 地域における医療と介護の連携を進め、退院からその後の生活を継続して支援していく医療・介護の体制の整備と拡充を図ること。
4. 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図ること。
5. 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること。そのための財源を国費で確保すること。

以上